

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形の使用に関する事務取扱要綱

制 定 平成 28 年 9 月 14 日 金政第 490 号(区長決裁)
改 正 令和 3 年 4 月 1 日 金政第 1335 号(区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この事務取扱要綱は、金沢区幸せお届け大使ぼたんちゃん図形（以下「ぼたんちゃん図形」という）の使用基準を明確にし、個人、団体、事業者等が使用する場合の条件、その他必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の根拠)

第 2 条 ぼたんちゃん図形の著作権は金沢区に帰属するため、その著作権に基づき金沢区がその使用を承認する。

(使用目的)

第 3 条 ぼたんちゃん図形は、区民に幸せを届けるとともに、金沢区の情報等を内外に発信し、区内の産業の活性化、観光振興、区民の地元への愛着心の向上を目的として使用するものとする。

(使用申請・承認)

第 4 条 ぼたんちゃん図形を使用しようとする個人、団体、事業者（以下「申請者」という。）は、本要綱の別表 1 及び別表 2 に定めている物品等の区分に応じて、手続を行うものとする。

2 金沢区長は第 5 条に示す使用条件に基づき、申請された内容について審査し、使用承認の可否について決定する。

3 使用承認・非承認の決定については、申請者に使用承認通知書（第 2 号様式）又は使用非承認通知書（第 3 号様式）で通知する。

4 使用承認期間

使用承認期間は 1 年以内とし、使用申請書により申請した期間とする。引き続き、使用承認を受けたい場合は、使用更新申請書（第 8 号様式）を金沢区長あてに提出する。

(使用条件)

第 5 条 使用条件は次のとおりとする。使用条件に反する場合は使用承認を取り消すことができる。

(1) 申請者に対する条件

申請者が、団体、事業者（以下「団体」という。）である場合は、その代表者であること。

ただし、政治活動、宗教活動を目的とした団体等には、使用承認しないものとする。

(2) 申請する行事・活動（以下「行事等」という。）に対する条件

ア 政治的活動、宗教的活動に関する行事等でないこと、又は公益を害するおそれのないこと。

イ 公序良俗に反しないこと。

ウ 金沢区の信用又は品位を傷つけないこと、又はそのおそれがないこと。

エ ぼたんちゃんのイメージを損なわないこと。

オ ぼたんちゃん図形は別表に定める図形とし、著しく変形しないこと。

カ 原則として、デザインの上又は下に「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」と明記し、金沢区がその物品等を作成、販売、保証するものではないことを周知すること。

キ ぼたんちゃん図形の色は、カラーで使用する場合は、原則として別表に定めるカラー

設定を遵守すること。ただし、カラー設定の遵守が困難な場合は、事前に金沢区と協議し、承諾を得ること。

ク 承認された使用内容のみ使用すること。

ケ ぼたんちゃん図形を使用した物品等は、第3条に該当しない場合は承認しない。

コ 承認を受けた後、作成する物品等は、生産に入る前に見本（インターネット上の表示の場合には、その印刷物）を金沢区長に提出し監修を受けること。ただし、別表1及び別表2において、見本品提出・監修欄が不要となっている場合は、これらを要しない。

サ ぼたんちゃん図形を使用した物品等の完成後の写真又は現物を直ちに金沢区に提出すること。

シ ぼたんちゃん図形を使用した物品等の商標登録等は一切しないこと。

（使用料）

第6条 ぼたんちゃん図形の使用料は、原則として無料とする。ただし、金沢区において有料とすることが適当と認めた場合はこのかぎりではない。

（使用内容の変更）

第7条 申請者は、申請内容を追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（第4号様式）を金沢区へ提出し、承認を受けなければならない。

2 金沢区は、前項に規定する使用変更の申請があった場合は、その内容を確認し、使用変更承認通知書（第5号様式）又は使用変更非承認通知書（第6号様式）を申請者へ通知する。

（使用承認の取消）

第8条 申請者が次の事由に該当することが判明した場合、使用承認取消通知書（第7号様式）により使用承認（第7条による使用内容の変更があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。その場合、申請者は使用をただちに中止しなければならない。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）正当な理由が無く、申請と異なる内容で実施した場合

（3）法令又はこの要綱に定める使用条件に違反した場合

（4）使用に関して、横浜市の事業、活動等に支障をきたすような行為、又は市民に誤解を与えたりするような行為をした場合

（5）その他、承認後に生じた状況について不適切と認められる場合

2 金沢区は、前項の規定による使用承認の取消しにより、申請者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 金沢区は、申請者にぼたんちゃん図形の使用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性）

第9条 使用承認は、申請者が自己の商標や意匠とするなど、独占してぼたんちゃん図形を使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、申請者及びぼたんちゃん図形を使用した物品等について金沢区の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第10条 金沢区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損害賠償）

第 11 条 申請者は、ぼたんちゃん図形の使用に際して故意又は過失により金沢区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を金沢区に賠償しなければならない。

(損害等の責任)

第 12 条 金沢区は、ぼたんちゃん図形の使用を承認したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 金沢区は、ぼたんちゃん図形を使用した物品等の瑕疵により申請者が被った損害又は申請者が第三者に対し与えた損害について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第 13 条 金沢区は、広く利用促進を図る視点から、ぼたんちゃん図形の使用承認の状況等について公開することができる。

(その他)

第 14 条 ぼたんちゃん図形の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、金沢区区政推進課広報相談係が所管する。なお、この取扱要綱に定めるもののほか、ぼたんちゃん図形の使用に関し必要な事項は、別に区長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 印刷物（チラシ、インターネット上の表示等）の表示

使用手続	金沢区へ 事前連絡	見本品提 出・監修	使用申請 書提出	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(ア)金沢区役所	不要	不要	不要	不要
(イ)金沢区以外の横浜市区局				
(ウ)横浜市区局が後援・共催名 義の使用を許諾している事業				
(エ)区内の公共施設※1				
(オ)地方公共団体、国	必要	必要	必要	必要
(カ)報道機関が報道・広報目的 で使用				
(キ)横浜市内の商店街、区社会 福祉協議会等				
(ク)上記以外の場合※2	必要	必要	必要	必要
2 販売目的で使用				

※1 例) 地区センター・スポーツセンター・地域ケアプラザなどの指定管理者。

※2 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲外において使用するとき。

別表2 その他の物品等（看板・シャツ・グッズ等）

使用手続	金沢区へ 事前連絡	見本品提 出・監修	使用申請 書提出	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(ア)金沢区役所	必要	不要	不要	不要
(イ)金沢区以外の横浜市区局				
(ウ)横浜市区局が後援・共催名 義の使用を許諾している事業				
(エ)区内の公共施設※1				
(オ)地方公共団体、国	必要	一部必要 ※3	必要	一部必要 ※3
(キ)横浜市内の商店街、区社会 福祉協議会等				
(ク)上記以外の場合※2				
2 販売目的で使用				

※1 例) 地区センター・スポーツセンター・地域ケアプラザなどの指定管理者。

※2 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲外において使用するとき。

※3 使用する図形が標準ぼたんちゃん以外の場合に、見本品、完成品の提出が必要。

<参考：販売目的・非販売目的の違い>

販売目的：ぼたんちゃんの図形を使用した印刷物、その他物品等を販売する場合

非販売目的：ぼたんちゃんの図形を使用した印刷物、その他物品等を販売しない場合

第1号様式（第4条）

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市金沢区長

所在地 〒

商号又は団体名

代表者職氏名

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形を使用したいので、次のとおり申請します。
また、使用にあたっては「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形の使用に関する事務取扱要綱に定める内容を遵守します。

使用媒体及び名称	使用媒体：□印刷物、□食品、□グッズ等商品、□その他 名称：
使用目的	
使用媒体の具体的内容	※使用箇所や数量、規格等を記入してください。商品の場合、販売価格（税込）、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください。
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※ 最長使用期間は、1年間です。
特記事項	
連絡先	担当者名： 住 所：〒 電話番号： E-MAIL：

添付書類

- (1) 申請者の概要（規約、会則、活動実績等）がわかるもの ※申請者が団体等の場合のみ
- (2) 使用する物品等の完成予想図等
- (3) 行事等計画書

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用の承認について(通知)

年 月 日に申請のありましたぼたんちゃん図形の使用については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認番号

年度ぼたんちゃん図形承認第 号

2 使用媒体及び名称

使用媒体 印刷物、食品、グッズ等商品、その他
名称：

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 条件

5 備考

担 当：

電 話：

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用の非承認について(通知)

年 月 日に申請のありましたぼたんちゃん図形の使用については、非承認と決定したので通知します。

(承認しない理由)

担 当 :

電 話 :

第4号様式（第7条）

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」 図形使用変更申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市金沢区長

所在地 〒

商号又は団体名

代表者職氏名

年度ぼたんちゃん図形承認第 号で承認されたぼたんちゃん図形の使用について、次のとおり内容を追加・変更したいので申請します。

また、使用にあたっては「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」 図形の使用に関する事務取扱要綱に定める内容を遵守します。

事 項	追加・変更前	追加・変更後
使 用 目 的		
使 用 媒 体		
使 用 名 称		
使 用 内 容		
使 用 期 間		
備 考		

※ 内容変更を希望される箇所のみ御記入ください。

添付書類

当初の使用承認通知書（コピー）

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用変更の承認について(通知)

年 月 日に変更申請のありましたぼたんちゃん図形の使用変更については、次のとおり決定したので通知します。

承認番号	年度ぼたんちゃん図形承認第 号	
事項	追加・変更前	追加・変更後
使用目的		
使用媒体		
使用名称		
使用内容		
使用期間		
条件		
備考		

担当：

電話：

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用変更の非承認について(通知)

年 月 日に変更申請のありましたぼたんちゃん図形の使用変更については、非承認と決定したので通知します。

(承認しない理由)

担 当 :

電 話 :

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用承認の取消しについて(通知)

年 月 日付 年度ぼたんちゃん図形承認第 号については、使用承認取消しと決定したので通知します。

(取消し理由)

担 当 :

電 話 :

第8号様式（第4条）

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形使用更新申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市金沢区長

所 在 地 〒

商号又は団体名

代表者職氏名

年 月 日付で当初承認（承認番号第 号）を受けた内容について、更新したいので、次のとおり申請します。

また、使用にあたっては「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」図形の使用に関する事務取扱要綱に定める内容を遵守します。

使用媒体及び名称	使用媒体：□印刷物、□食品、□グッズ等商品、□その他 名称：
使用目的	
使用媒体の具体的内容	※使用箇所や数量、規格等を記入してください。商品の場合、販売価格（税込）、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください。
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※ 最長使用期間は、1年間です。
特記事項	
連絡先	担当者名： 住 所：〒 電話番号： E-MAIL：

添付書類

- (1) 当初の使用申請書（写）
- (2) 当初の使用申請に対する使用承認通知書（写）
- (3) 使用している物品等の写真

【別表】

ぼたんちゃん図形（4パターン+顔）

【標準ぼたんちゃん】



【おじぎぼたんちゃん】



【元気ぼたんちゃん】



【こんにちはぼたんちゃん】



【ぼたんちゃん顔のみ】



【別表】

